

## 家賃補助付きセーフティネット住宅の 申請代行を行う不動産事業者を募集します！

横浜市居住支援協議会では、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給促進のため、オーナーに代行して家賃補助付きセーフティネットの申請を行う不動産事業者に対し、補助金を交付する制度（家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業）を実施します。ついては、申請代行を行う不動産事業者（登録事業者）を募集します。

### 1. 登録事業者の募集について

#### (1) 応募資格

- 横浜市内において現に宅地建物取引業を営んでいる者。

#### (2) 応募期間

令和2年9月7日（月）から9月18日（金）（必着）まで

#### (3) 応募方法

横浜市居住支援協議会事務局あてに必要な書類を郵送してください。  
詳細は市ホームページに掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/kyojushienkyogikai.html>

### 2. 事業概要

オーナーに家賃補助付きセーフティネット住宅への申請を働きかけ、申請代行を行った登録事業者に対して、申請支援に係る費用の補助を行います。

#### (1) 対象となる住宅

補助金申請時に家賃補助付きセーフティネット住宅の交付決定を受けていない住宅。

#### (2) 補助金額

家賃補助付きセーフティネット住宅1戸につき1万円

#### (3) 募集戸数

50戸程度（先着順）

#### (4) 補助事業実施期間

令和2年9月25日（金）から令和3年1月29日（金）まで  
※予算額に達した時点で受付を終了します。

#### 【注意事項】

- 登録事業者がオーナーに働きかけて家賃補助付きセーフティネット住宅とすることが条件であるため、**登録事業者の自己所有物件は対象外**となります。
- 家賃補助付きセーフティネット住宅として交付決定を受けた後、少なくとも1年は取消しの申請をしないこと。1年以内に取消した場合は、補助金を返還していただきます。

なお、登録事業者に対して、本事業の内容や家賃補助付きセーフティネット住宅への申請方法等について、事前説明会を開催する予定です。これまで家賃補助付きセーフティネット住宅の申請をされたことがない方におかれましても、ぜひご応募ください。

#### お問合せ先

横浜市居住支援協議会 事務局

横浜市建築局住宅政策課長

横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課募集担当課長

松本 光司

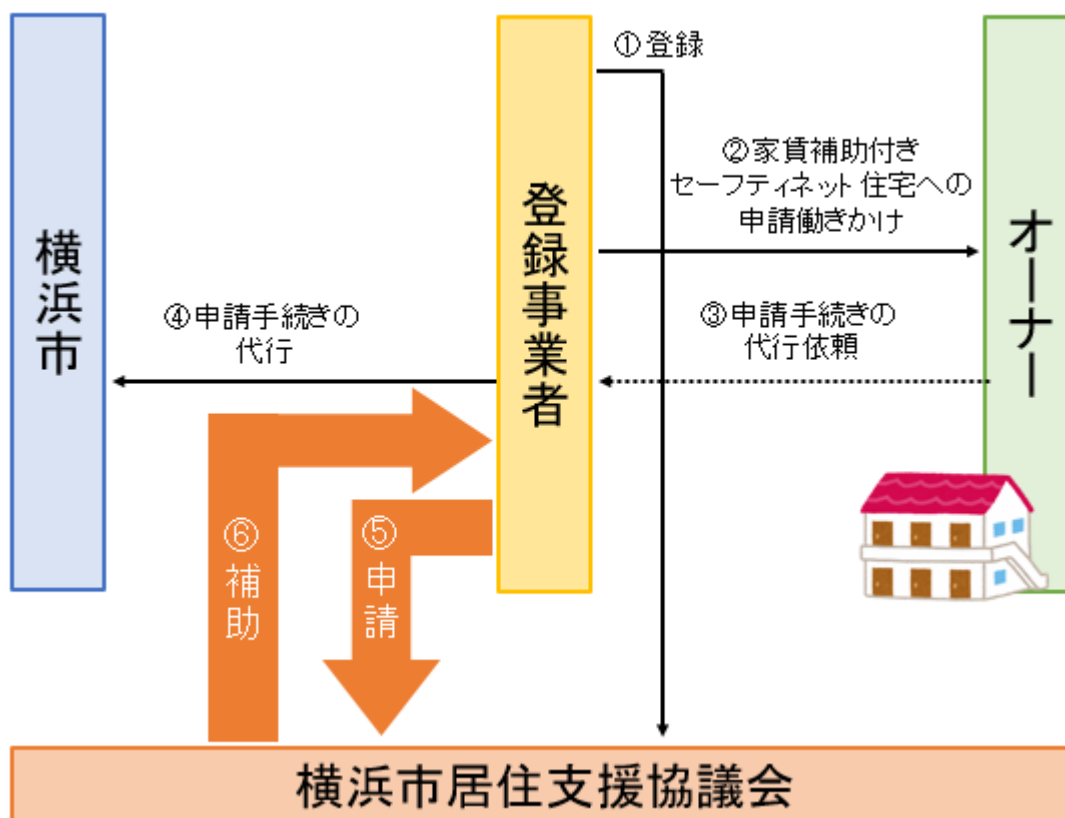
窪田 圭介

Tel 045-671-2917

Tel 045-451-7714

## 【参考】

### 事業の流れ



### 家賃補助付きセーフティネット住宅について

#### (1) 補助の内容

##### ア 家賃

本来の家賃と入居者負担額の差額（最大4万円/月）＊を原則10年間補助します。  
＊新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方が入居する場合は、補助の上限額を 最大62,900円/月・戸に引き上げ。

##### イ 家賃債務保証料

初回の保証料について、最大6万円を補助します。

#### (2) 対象となる住宅

##### ア 住宅の規模等

- ・床面積が原則 25㎡以上 であること（一部緩和あり）
- ・新耐震基準相当の耐震性を有すること
- ・セーフティネット住宅として市に登録 されていること 等

##### イ 契約家賃

- ・各住戸の面積区分に応じて算出される家賃の上限額以下であること
- ・近傍同種家賃と均衡を失しない水準以下であること

##### ウ 入居の対象者

- ・入居者の 所得が月額158,000円以下 であること
- ・住宅扶助〈生活保護法〉等を受給していないこと
- ・市内在住又は在勤で持ち家がないこと 等